

議案第195号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

平成26年11月26日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま  
市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、  
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当  
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(関係機関との連携)</p> <p>第43条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、<u>母子・父子自立支援員</u>、児童の通学する学校、児童相談所、<u>母子・父子福祉団体</u>及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> <p>(支援を行うに当たって遵守すべき事項)</p> <p>第110条 [略]</p> <p>2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、<u>母子・父子自立支援員</u>、<u>母子・父子福祉団体</u>、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(関係機関との連携)</p> <p>第43条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、<u>母子自立支援員</u>、児童の通学する学校、児童相談所、<u>母子福祉団体</u>及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> <p>(支援を行うに当たって遵守すべき事項)</p> <p>第110条 [略]</p> <p>2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、<u>母子自立支援員</u>、<u>母子福祉団体</u>、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。